

適切な価格転嫁の促進と中小企業の賃上げ ～「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表～

中小企業は十分な価格転嫁ができていない

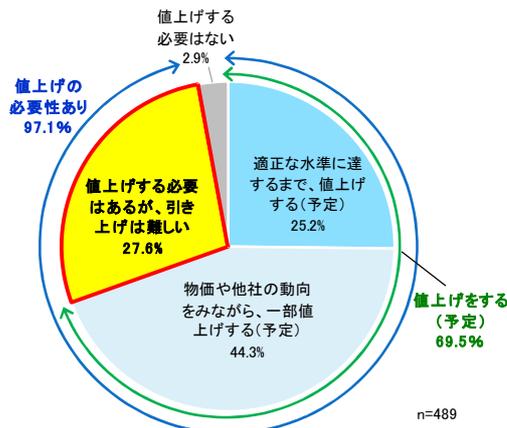
当部が2023年10月に県内企業を対象に実施したアンケート(注)によると、原材料価格や燃料費等のコスト上昇を受けて、回答企業の大半が「今後、値上げの必要性がある」としています。

ただし、適正な水準まで、あるいは一部を「値上げをする(予定)」と回答したのは7割程度に止まり、3割程度の企業は「値上げする必要があるが、引き上げは難しい」と回答しています(図表1)。

厳しい競争環境が続く中で、中小企業等では発注者に対して、コスト上昇分の負担を要請しづらいといった事情があるとみられます。

(注)有効回答企業:588社、うち資本金1億円未満の中小企業:552社

図表1 今後の価格転嫁の必要性



(資料)当部「2023年度下期経営者アンケート」(2023年10月調査)

取引条件の適正化を通じた賃上げ拡大に期待

公正取引委員会は23年11月、こうした原材料やエネルギーコスト以上に労務費の転嫁が進んでいない状況を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、適切な価格転嫁の実現に向けて発注者・受注者双方に求められる「12の行動指針」を示しています(図表2)。また、同指針には、違反時の対処方針を明記し、特に発注者側の対応を強く求めています。

岸田政権が掲げる「成長と賃金の好循環」に向けて注目される「24年春闘」は、中小企業の動向が大きな鍵を握っています。このため、本指針を契機に取引条件の適正化が進むことが期待されます。

図表2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

発注者側	受注者側
行動① 本社(経営トップ)の関与 (価格転嫁への取組方針を経営トップが関与して定め、社内外へ発信)	行動① 相談窓口の活用 (行政、中小企業支援機関等の相談窓口で積極的に情報収集する)
行動② 発注者側から定期的な協議の実施 (要請がなくとも労務費の価格転嫁に係る協議を発注者側から実施)	行動② 根拠とする資料 (労務費上昇の理由や根拠は最低賃金上昇率など公表資料による)
行動③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること (労務費上昇の理由や根拠資料を求める場合は公表資料による)	行動③ 値上げ要請のタイミング (受注者の交渉力が比較的優位なタイミングを活用する)
行動④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと (価格転嫁要請の妥当性はサプライチェーン全体で判断)	行動④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示
行動⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと (協議要請があれば対応し、かつ不利益な扱いをしない)	行動① 定期的なコミュニケーション
行動⑥ 必要に応じ考え方を提案すること (労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を発注者側が提案する)	行動② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

(資料)公正取引委員会資料より当部作成



↑
 具体的な取組内容・事例及び指針の詳細につきましてはこちらのQRコードからご確認下さい

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に関しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：唐井(TEL080-9951-8636)までお願いします。